

## 県立高取国際高等学校デジタル人材育成支援事業業務委託に係る仕様書

### 1 業務名称

県立高取国際高等学校デジタル人材育成業務委託

### 2 目的

本業務は、文部科学省の「令和8年度高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金」を活用し、県立高取国際高等学校の「情報Ⅱ」におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の一環として実施することを目的とする。

併せて、生徒が進路決定後や大学進学後においても自発的にデジタル技術を学ぶ意欲を喚起し、継続的な理系人材の輩出に資する実践的な機会（インターンシップ等）を提供することを目指す。

### 3 対象者

県立高取国際高等学校の「情報Ⅱ」を選択している生徒94名

（第2学年 53人 2講座（31人/22人）、第3学年 41人 2講座（25人/16人））

※令和8年契約時点の生徒数をもって契約を行うこととし、その後の生徒数の増減については、考慮しないこととする。

### 4 履行場所

奈良県高市郡高取町佐田 455-2 県立高取国際高等学校

### 5 履行期間

履行期間：契約締結日～令和9年1月29日（金）

実施回数：各講座15回の授業を基本単位とする。

支援内容：別紙「情報Ⅱ 授業案」を達成するための教材開発、授業実施支援、および自走化支援を行うこと。※詳細は「7 委託内容」を参照。

### 6 入札参加にかかる特記事項

本業務は公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。評価にあたっては、提案内容の独自性、専門性、実現可能性、および自走化支援の充実度を総合的に審査する。

### 7 委託内容

#### （1）授業の支援

ア 別紙の授業計画に基づき実施すること。

イ アにおいて、県が提示する評価指標に基づき、評価データを作成・提供すること。

ウ 授業当日に現地または遠隔にて講師等により授業を実施及び教師のサポートをすること。なお、各講座現地2回、遠隔1回のサポートを必須とする。

エ 導入した学習教材について、次年度以降も教員が主体となって授業運営、学習進捗管理、および生徒評価が行えるよう自走化支援を行うこと。

## (2) 学習教材の提供

以下の要件を満たすクラウド型学習教材を、契約期間中、対象生徒及び教員が利用できるよう準備すること。なお、以下の要件をすべて満たすものであれば、特定の製品に限定しない。

ア 学習内容の網羅性：高等学校学習指導要領「情報 II」の「(2) コミュニケーションとコンテンツ」に対応し、HTML、CSS 等を用いた Web サイト制作の実践的な学習が可能であること。

イ 自学自習機能：生徒が個別のペースで学習を進められるよう、ブラウザ上でコードの記述・実行・プレビューが完結し、自動採点やヒント提示機能を有すること。

ウ 進捗管理機能：教員用管理画面において、生徒全員の学習進捗状況（各レッスンの完了率等）をリアルタイムで把握できること。

エ 動作環境：特別なソフトのインストールを必要とせず、ChromeOS や Windows 等の標準ブラウザ上で動作すること。

## (3) 成果物の外部発信及びコンテスト応募支援

制作したオリジナル Web サイトについて、生徒の学習意欲の向上及び客観的な評価を得る機会として、外部のコンテストへの応募を支援すること。

対象とするコンテストは、「パソコン甲子園」「U-22 プログラミング・コンテスト」またはこれらと同等の規模・権威を持つ全国規模の Web デザイン・プログラミングコンテスト（民間企業主催を含む）とする。

受注者は、コンテストへの応募手続きの代行、または生徒が行う応募作業の技術的な指導・サポートを行うこと。

## (4) 育成プログラムの情報提供及び参加の支援

長期休暇中の体験プログラム（実践的な IT キャンプ等）への斡旋や案内を行うとともに、履修後及び高校卒業後（大学進学後）においても生徒が継続してデジタル技術を自ら学ぶことができるよう、実践的なインターンシップ等の育成プログラムに関する情報提供を年間2回以上行い、参加の機会を用意すること。

## 8 講師の要件

授業を実施するメインの講師は以下の要件を満たすこと。

- ・教育機関や教育関連事業で学習指導に関する職務経験を2年以上有していること。
- ・過去に高等学校等におけるデジタル人材育成支援（プログラミング等）事業を受託、履行した実績があること。

## 9 提出書類等

業務完了後は、「業務完了報告書」を発注者に遅滞なく提出するものとする。その他、発注者から要請のあった書類や資料等は、速やかに提出または提示すること。

## 10 問合せ先

奈良県教育委員会事務局 高校教育課 教育情報化推進係 稲増  
0742-27-8873

## 11 その他

### (1) 危険負担

受注者は、業務にあたりその責に帰すべき事由により、発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合は、この限りでない。

### (2) 授業中止時の対応

台風等の天候不良、法定伝染病等のやむを得ない事情により、授業を中止する場合、実施日及び時間の変更、追加、中止等の変更は、県教育委員会及び学校と協議し決定する。

### (3) 機密保持

受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態は問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示または本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
- ・ 取得後、受注者の責によらず公知となったもの
- ・ 法令等に基づき開示されるもの
- ・ 県から秘密でないと指定されたもの
- ・ 第三者への開示または本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの

### (4) 法令などの遵守

本業務の履行にあたっては、各種法令を遵守すること。また、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

### (5) 費用について

本業務に関して受注者側に発生した旅費・交通費、通信費、雑費、授業時に使用するソフトウェアライセンス料その他費用のすべては受注者の負担とする。

### (6) 再委託について

委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業

務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ることとする。また、受注者は第三者の行為について全ての責任を負うものとする。

(7) 仕様書に定めのない事項について

その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うこと。

<別紙>

**公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）**

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。